

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 35 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 3（第 2 条関係）				別表第 3（第 2 条関係）			
保健福祉事務関係手数料				保健福祉事務関係手数料			
事 務	名 称	金 額	指定試験機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験機関等
[略]				[略]			
25	[略]			25	[略]		
				26	介護保険法（介護支援専門員証 平成 9 年法律第 123 号）第 69 条 の 7 第 1 項の規 定に基づく介護 支援専門員証の 交付	4,200 円	
				26 の 2	介護保険法第 69 条の 7 第 1 項に規定する 介護支援専門員 証の書換え交付	1,600 円	
				26 の 3	介護保険法第 69 条の 7 第 1 項に規定する 介護支援専門員 証の再交付	1,100 円	
				26 の 4	介護保険法第 69 条の 8 第 1 項の規定に基 づく介護支援專 門員証の有効期 間の更新の申請 に対する審査	1,600 円	
26	介護保険法（ 平成 9 年法律第 123 号）第 94 条 第 1 項の規定に 基づく介護老人 保健施設の開設 の許可			26 の 5	介護保険法第 94 条第 1 項 の規定に基づく 介護老人保健施 設の開設の許可		
27	[略]			26 の 6	[略]		

27 の 2	[略]
27 の 3	[略]
[略]	[略]
142	[略]
[略]	[略]

26 の 7	介護保険 介護サービス情報 法第 115 条の 30 調査手数料 第 1 項に規定す る調査事務	45,200 円	社会福祉法人岩 手県社会福祉協 議会 特定非営利活動 法人いわての保 健福祉支援研究 会
26 の 8	介護保険 介護サービス情報 法第 115 条の 36 公表手数料 第 1 項に規定す る情報公表事務	13,800 円	財団法人岩手県 長寿社会振興財 団
27	[略]	[略]	[略]
27 の 2	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
142	[略]	[略]	[略]
142 の 2	薬事法第 14 条第 6 項の規 定に基づく医薬 品の製造業（同 条第 2 項に規定 する製造管理及 び品質管理に係 る外部試験検査 （他の機関を利 用して行う試験 検査をいう。以 下同じ。）を行 うものに限る。 ）の製造所に係 る調査	14,500 円	医薬品（外部試験 検査）製造所適合 性調査手数料
142 の 3	薬事法第 14 条第 6 項の規 定に基づく医薬 品の製造業（同 条第 2 項に規定 する製造管理及 び品質管理に係 る外部設計開発 管理（他の機関 を利用して行う 設計及び開発の 管理をいう。以 下同じ。）を行 うものに限る。 ）の製造所に係 る調査	14,500 円	体外診断用医薬品 （外部設計開発管 理）製造所適合性 調査手数料
[略]	[略]	[略]	[略]

144 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	78,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 1,600 円を加えた額	
---	-----	---------------------------------------	--

145 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	34,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 600 円を加えた額	
---	-----	-------------------------------------	--

[略]

148 [略]	[略]		
---------	-----	--	--

[略]

144 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合は 145 の項の調査と併せて行う場合 ((2) の場合に該当する場合を除く。) 78,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 1,600 円を加えた額 (2) 143 の項の調査と併せて行う場合 製造品目 1 品目につき 1,600 円	
---	-----	--	--

145 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合は 34,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 600 円を加えた額 (2) 143 の項の調査又は 144 の項の調査と併せて行う場合 製造品目 1 品目につき 600 円	
---	-----	---	--

[略]

148 [略]	[略]		
---------	-----	--	--

148 の 2 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医薬品部外品の製造業 (同条第 2 項に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査を行うものに限る。) の製造所に係る調査	医薬品部外品 (外部試験検査) 製造所	14,500 円	
--	---------------------	----------	--

[略]

150 薬事法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	78,500 円に製造品目が1品目増すごとに1,600 円を加えた額	
151 薬事法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	34,500 円に製造品目が1品目増すごとに600 円を加えた額	
[略]			
154 [略]	[略]		

150 薬事法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合は151の項の調査と併せて行う場合((2)の場合に該当する場合を除く。) 78,500 円に製造品目が1品目増すごとに1,600 円を加えた額 (2) 149の項の調査と併せて行う場合 製造品目1品目につき1,600 円	
151 薬事法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 34,500 円に製造品目が1品目増すごとに600 円を加えた額 (2) 149の項の調査又は150の項の調査と併せて行う場合 製造品目1品目につき600 円	
[略]			
154 [略]	[略]		
154の2 薬事法第14条第6項の規定に基づく医療機器の製造業(同条第2項に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査を行うものに限る。)の製造所に係る調査	医療機器(外部試験検査)製造所適	14,500 円	

[略]			
156 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医療機器の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	78,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 1,600 円を加えた額	
157 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医療機器の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	34,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 600 円を加えた額	
[略]			
176 [略]	[略]		

154 の 3 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医療機器の製造業（料同条第 2 項に規定する製造管理及び品質管理に係る外部設計開発管理を行うものに限る。）の製造所に係る調査	医療機器（外部設計開発管理）製造所に適合性調査手続	14,500 円	
[略]			
156 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医療機器の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 又は 157 の項の調査と併せて行う場合 ((2) の場合に該当する場合を除く。) 78,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 1,600 円を加えた額 (2) 155 の項の調査と併せて行う場合 製造品目 1 品目につき 1,600 円	
157 薬事法第 14 条第 6 項の規定に基づく医療機器の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 34,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 600 円を加えた額 (2) 155 の項の調査 又は 156 の項の調査と併せて行う場合 製造品目 1 品目につき 600 円	
[略]			
176 [略]	[略]		

			176 の2 薬事法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（同料法第14条第2項に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査を行うものに限る。）の製造所に係る調査	輸出用医薬品（外部試験検査）製造所適合性調査手数料	14,500 円	
			176 の3 薬事法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（同料法第14条第2項に規定する製造管理及び品質管理に係る外部設計開発管理を行うものに限る。）の製造所に係る調査	輸出用体外診断用医薬品（外部設計開発管理）製造所適合性調査手数料	14,500 円	
[略]			[略]			
178 薬事法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]	78,500 円に製造品目が1品目増すごとに1,600 円を加えた額		178 薬事法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 又は179の項の調査と併せて行う場合（(2)の場合に該当する場合を除く。） 78,500 円に製造品目が1品目増すごとに1,600 円を加えた額 (2) 177の項の調査と併せて行う場合 製造品目1品目につき1,600 円

179 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	34,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 600 円を加えた額	
[略]			
182 [略]	[略]		
[略]			
184 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	78,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 1,600 円を加えた額	

179 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 34,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 600 円を加えた額 (2) 177 の項の調査又は 178 の項の調査と併せて行う場合 製造品目 1 品目につき 600 円	
[略]			
182 [略]	[略]		
182 の 2 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	輸出入用医薬部外品 (外部試験検査) 製造所適合性調査 手数料 (同法第 14 条第 2 項に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査を行うものに限る。) の製造所に係る調査	14,500 円	
[略]			
184 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 又は 185 の項の調査と併せて行う場合 ((2) の場合に該当する場合を除く。) 78,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 1,600 円を加えた額 (2) 183 の項の調査と併せて行う場合 製造品目 1 品目につき 1,600 円	

185 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]	34,500 円に製造品目が増すごとに 600 円を加えた額	
---	-----	--------------------------------	--

[略]

188 [略]	[略]		
---------	-----	--	--

[略]

185 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 34,500 円に製造品目が増すごとに 600 円を加えた額 (2) 183 の項の調査又は 184 の項の調査と併せて行う場合 製造品目 1 品目につき 600 円	
---	-----	--	--

[略]

188 [略]	[略]		
188 の 2 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造業 (材料)	輸出入用医療機器 (外部試験検査) 製造所適合性調査手続 (手数料)	14,500 円	

188 の 3 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医薬部外品の製造業 (査手数料)	輸出入用医療機器 (外部設計開発管理) 製造所適合性調査手続 (査手数料)	14,500 円	
---	---------------------------------------	----------	--

[略]

190 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医療機器の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	78,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 1,600 円を加えた額	
191 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医療機器の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	34,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 600 円を加えた額	
[略]			

別表第 4 (第 2 条関係)

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
3	通訳案内業法 (通訳案内業免許手数料)	[略]	
	昭和 24 年法律第 210 号) 第 3 条の規定に基づく通訳案内業の免許		

190 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医療機器の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 又は 191 の項の調査と併せて行う場合 ((2) の場合に該当する場合を除く。) 78,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 1,600 円を加えた額 (2) 189 の項の調査と併せて行う場合 製造品目 1 品目につき 1,600 円	
191 薬事法第 80 条第 1 項の規定に基づく医療機器の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過することを受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 34,500 円に製造品目が 1 品目増すごとに 600 円を加えた額 (2) 189 の項の調査 又は 190 の項の調査と併せて行う場合 製造品目 1 品目につき 600 円	
[略]			

別表第 4 (第 2 条関係)

商工労働観光事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
3	通訳案内士法 (通訳案内士登録申請手数料)	[略]	
	昭和 24 年法律第 210 号) 第 20 条第 1 項の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査		

				4 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正	通訳案内士登録証	4,000円	
4 通訳案内業法第9条の規定に基づく免許証の再交付	通訳案内業免許証	[略]		5 通訳案内士法第24条の規定に基づく登録証の再交付	通訳案内士登録証	[略]	
5 通訳案内業法第9条の規定に基づく免許証の書換え	通訳案内業免許証	4,000円					
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第4に次のように加える。

<p>15 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第2号イの規定に基づく特定計量器の検定</p>	<p>検定手数料</p>	<p>(1) 質量計</p> <p>ア 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額（最小目盛（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、当該金額の2倍に相当する金額）</p> <p>(ア) 検出部が電気式のもの又は光電式のもの</p> <p>a ひょう量が30キログラム以下のもの 1個 1,050円</p> <p>b ひょう量が30キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個 1,250円</p> <p>c ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個 1,650円</p> <p>d ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個 2,050円</p> <p>e ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個 2,350円</p> <p>(イ) 樽はかり又は光電式以外の板式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの</p> <p>a ひょう量が10キログラム以下のもの 1個 100円</p> <p>b ひょう量が10キログラムを超えるもの 1個 190円</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの</p> <p>a ひょう量が5キログラム以下のもの 1個 150円</p> <p>b ひょう量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個 190円</p> <p>c ひょう量が20キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個 250円</p> <p>d ひょう量が50キログラムを超え100キログラム以下のもの 1個 340円</p> <p>e ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個 520円</p> <p>f ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個 900円</p> <p>g ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個 1,550円</p> <p>h ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個 2,450円</p> <p>i ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個 6,150円</p> <p>j ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個 7,750円</p> <p>k ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個 11,400円</p> <p>l ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個 14,150円</p> <p>m ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個 18,900円</p> <p>n ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個 21,300円</p> <p>o ひょう量が50トンを超えるもの 1個 37,800円</p> <p>(エ) 複目量はかり又は複合計量器 (ア)から(ウ)までに掲げるそれぞれのひょう量に占めた金額の合計額</p> <p>イ 分銅</p>
---	--------------	---

		(ア) 表す質量が200グラム以下のもの 1個 20円 (イ) 表す質量が200グラムを超えるもの 1個 220円 ウ 定量おもり又は定量増おもり (ア) 質量が5キログラム以下のもの 1個 20円 (イ) 質量が5キログラムを超え20キログラム以下のもの 1個 90円 (ウ) 質量が20キログラムを超えるもの 1個 290円 (2) 体積計 ア 燃料油メーター (ア) 微流量燃料油メーター 1個 590円 (イ) 簡易燃料油メーター 1個 1,600円 (ウ) 自動車等給油メーター(最大流量毎分120リットルを超えるものを除く。)及び小型車載燃料油メーター 1個 2,100円 (エ) 自動車等給油メーター(最大流量毎分120リットルを超えるものに限る。) 1個 2,300円 (オ) 定置燃料油メーター 1個 2,600円 (カ) 大型車載燃料油メーター 1個 3,400円 イ 液化石油ガスメーター 1個 6,400円	
16 計量法第16条第3項の規定に基づく車両等装置用計量器の装置検査	装置検査手数料	タクシメーター装置 1個 700円	
17 計量法施行令(平成5年政令第329号)第41条第1項の規定に基づく計量法第17条第1項に規定する特殊容器製造事業者の指定の申請に対する審査	特殊容器製造事業指定申請手数料		162,600円
18 計量法第19条第1項の規定に基づく特定計量器の定期検査	定期検査手数料	(1) 次に掲げる非自動はかりの区分に応じ、それぞれ次に定める金額(最小目盛又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、当該金額の2倍に相当する金額) ア 検出部が電気式的もの又は光電式的もの (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個 1,400円 (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個 1,800円 (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個 2,200円 (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個 3,100円 イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの 1個 250円 ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの (ア) ひょう量が100キログラム以下のもの 1個 500円 (イ) ひょう量が100キログラムを超え250キログラム以下のもの 1個 900円 (ウ) ひょう量が250キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個 1,500円 (エ) ひょう量が500キログラムを超え1トン以下のもの 1個 2,100円 (オ) ひょう量が1トンを超え2トン以下のもの 1個 3,700円 (カ) ひょう量が2トンを超え5トン以下のもの 1個 6,900円 (キ) ひょう量が5トンを超え10トン以下のもの 1個 10,700円 (ク) ひょう量が10トンを超え20トン以下のもの 1個 15,000円 (ケ) ひょう量が20トンを超え30トン以下のもの 1個 19,100円 (コ) ひょう量が30トンを超え40トン以下のもの 1個 21,600円 (サ) ひょう量が40トンを超え50トン以下のもの 1個 29,800円 (シ) ひょう量が50トンを超えるもの 1個 51,200円	社団法人計測技術センター

		エ 複目量はかり又は複合計量器 アからウまでに掲げるそれぞれのひょう量に応じた金額の合計額 (2) 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり 1個 10円	
19 計量法第91条第2項の規定に基づく品質管理の方法の検査	品質管理方法 検査手数料		426,300円
20 計量法第102条第1項の規定に基づく基準器検査	基準器検査手数料	(1) 長さ基準器 タクシーメーター装置検査用基準器 1個 13,400円 (2) 質量基準器 ア 基準手動天びん(感量が、1ミリグラムを超え、又はひょう量の2万分の1を超えるものに限る。) 1個 4,900円 イ 基準台手動はかり (ア) ひょう量が1キログラム以下のもの 1個 3,350円 (イ) ひょう量が1キログラムを超え10キログラム以下のもの 1個 5,300円 (ウ) ひょう量が10キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個 7,800円 (エ) ひょう量が50キログラムを超え200キログラム以下のもの 1個 10,500円 (オ) ひょう量が200キログラムを超え500キログラム以下のもの 1個 14,000円 (カ) ひょう量が500キログラムを超えるもの 1個につき14,000円に500キログラムまでを増すごとに6,900円を加えた金額 ウ 基準直示天びん(感量が、1ミリグラムを超え、又はひょう量の2万分の1を超えるものに限る。) 1個 7,900円 エ 一級基準分銅 (ア) 200グラム以下のもの 1個 3,200円 (イ) 200グラムを超えるもの 1個 7,900円 オ 二級基準分銅 (ア) 5キログラム以下のもの 1個 640円 (イ) 5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個 780円 (ウ) 50キログラムを超えるもの 1個 8,800円 カ 三級基準分銅 (ア) 5キログラム以下のもの 1個 480円 (イ) 5キログラムを超え50キログラム以下のもの 1個 650円 (ウ) 50キログラムを超えるもの 1個 7,100円 (3) 体積基準器 ア 基準タンク(イに掲げるものを除く。) (ア) 全量0.25立方メートル以下のもの 1個 13,600円 (イ) 全量0.25立方メートルを超え1立方メートル以下のもの 1個 34,000円 イ 2以上のゲージグラスを有する基準タンク アに掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額に、ゲージグラスが1増すごとに当該金額の2分の1の金額を加えた金額	
21 計量法第107条の規定に基づく計量証明事業の登録の申請に対する審査	計量証明事業 登録申請手数料		53,800円
22 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の訂正	計量証明事業 登録証訂正手数料		1,750円
23 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録証の再交付	計量証明事業 登録証再交付手数料		1,750円

24 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録簿の謄本の交付	計量証明事業登録簿謄本交付手数料	1通 760円	
25 計量法第115条の規定に基づく計量証明事業の登録簿を閲覧に供する事務	計量証明事業登録簿閲覧手数料	1回 370円	
26 計量法施行令第41条第2項の規定に基づく計量法第127条第1項に規定する適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	適正計量管理事業所指定申請手数料	2,550円	
27 計量法第127条第3項の規定に基づく計量管理の方法の検査	計量管理方法検査手数料	7,400円	

改正前		改正後																																																
1 別表第7 (第2条関係)	総務事務関係手数料	別表第7 (第2条関係)	総務事務関係手数料																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>指定試験機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施</td> <td>[略]</td> <td>(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(4) 第2種冷凍機械責任者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	指定試験機関等	[略]				44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円	[略]			(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円				(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円				(4) 第2種冷凍機械責任者		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> <th>指定試験機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施</td> <td>[略]</td> <td>(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 <u>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、9,500円)</u></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,900円)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、9,500円)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(4) 第2種冷凍機械責任者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	指定試験機関等	[略]				44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 <u>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、9,500円)</u>	[略]			(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,900円)</u>				(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、9,500円)</u>				(4) 第2種冷凍機械責任者	
事務	名称	金額	指定試験機関等																																															
[略]																																																		
44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円	[略]																																															
		(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円																																																
		(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円																																																
		(4) 第2種冷凍機械責任者																																																
事務	名称	金額	指定試験機関等																																															
[略]																																																		
44 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	[略]	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 <u>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、9,500円)</u>	[略]																																															
		(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,900円)</u>																																																
		(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、9,500円)</u>																																																
		(4) 第2種冷凍機械責任者																																																

		免状に係る製造保安責任者試験 10,000円	
		(5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円	
45 高压ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	[略]	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 8,500円 (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,700円	[略]
[略]			
48 高压ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高压ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	[略]	(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ [略] (2) [略]	[略]
[略]			
77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	[略]	23,000円	[略]
[略]			
		免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、9,500円)</u>	
		(5) 第3種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、8,900円)</u>	
45 高压ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	[略]	(1) 第1種販売主任者免状に係る販売主任者試験 8,500円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、8,000円)</u> (2) 第2種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,700円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、6,200円)</u>	[略]
[略]			
48 高压ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高压ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	[略]	(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、 <u>圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器</u> に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア・イ [略] (2) [略]	[略]
[略]			
77 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	[略]	23,000円 <u>(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、22,500円)</u>	[略]
[略]			

2	附 則	附 則 (施行期日)
1	[略]	1 [略] (岩手県証明手数料条例等の廃止)
2	[略]	2 [略] (経過措置)
3	[略]	3 [略]
		4 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第 号）の施行の日前に同条例による改正前の動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）第30条の規定に基づく危険動物の飼養の許可を受けていた者が、岩手県手数料条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第 号）第 1 条（表 2 の項の改正部分に限る。）の規定の施行の日から平成18年5月31日までの間において、当該許可を受けた動物について、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第 2 条第 1 項の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第 1 項の規定の例によりすることができることとされた同項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請をする場合の手数料は、第 2 条（別表第 3 の202の 2 の項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、徴収しない。

別表第 3（第 2 条関係）

保健福祉事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験機 関等
[略]			
202 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく犬又はねこの引取り	[略]		

別表第 3（第 2 条関係）

保健福祉事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験機 関等
[略]			
202 動物の愛護及び管理に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく犬又はねこの引取り	[略]		
202 の 2 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第 2 条第 1 項の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 1 項の規定の例によりすることができることとされた同項の規定に	特定動物飼養保管許可申請手数料	16,000 円	

	基づく特定動物の 飼養又は保管の許 可の申請に対する 審査
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 岩手県手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～3 [略]	附 則 1～3 [略]
4 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第 号）の施行の日前に同条例による改正前の動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）第30条の規定に基づく危険動物の飼養の許可を受けていた者が、岩手県手数料条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第 号）第1条（表2の項の改正部分に限る。）の規定の施行の日から平成18年5月31日までの間において、当該許可を受けた動物について、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条第1項の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項の規定の例によりすることができることとされた同項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請をする場合の手数料は、第2条（別表第3の202の2の項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、徴収しない。	4 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第 号）の施行の日前に同条例による改正前の動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号。以下「改正前の条例」という。）第30条の規定に基づく危険動物の飼養の許可を受けていた者が、平成18年6月1日から平成19年5月31日までの間において、当該許可を受けた動物について、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請をする場合の手数料は、第2条（別表第3の204の項に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、徴収しない。
	5 動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日前に次の各号に掲げる改正前の条例の規定に基づく動物取扱業の登録又は登録の変更を受けていた者が、平成18年6月1日から平成19年5月31日までの間において、当該登録又は登録の変更を受けた事業所において行う動物取扱業について、動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の申請（当該事業所に係る申請であって当該者が平成18年6月1日以後最初に行うものに限る。）をする場合の手数料の額は、別表第3の202の項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
	(1) 改正前の条例第13条の規定に基づく動物取扱業の登録 9,900円 (2) 改正前の条例第17条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の変更 11,900円

別表第3（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
201 [略]	[略]		

別表第3（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
201 [略]	[略]		
202 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の	動物取扱業登録申請手数料	15,000円	

				申請に対する審査			
				203 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	動物取扱業登録更新申請手数料	13,000円	
				204 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物飼養保管許可申請手数料	16,000円	
				205 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	特定動物飼養保管変更許可申請手数料	8,800円	
202 動物の愛護及び管理に関する法律第18条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	[略]			206 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又はねこの引取り	[略]		
202 の 2 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第2条第1項の規定により動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定の例によりすることができることとされた同項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物飼養保管許可申請手数料	16,000円		207 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付	動物取扱業登録証再交付手数料	1,900円	
				208 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基	特定動物飼養保管許可証再交付手数料	1,900円	

				づく許可証の再交 付			
<u>203</u> [略]	[略]			<u>209</u> [略]	[略]		
<u>204</u> [略]	[略]			<u>210</u> [略]	[略]		
<u>205</u> [略]	[略]			<u>211</u> [略]	[略]		
<u>206</u> [略]	[略]			<u>212</u> [略]	[略]		
<u>207</u> [略]	[略]			<u>213</u> [略]	[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条（表 2 の項の改正部分に限る。）の規定は公布の日から、第 2 条の規定は同年 6 月 1 日から施行する。